

平成 29 年 月○日

つくばみらい市教育委員会 様

つくばみらい市学区審議会
会 長 高 橋 隆 太

(仮称) 富士見ヶ丘小学校の学区及びみらい平地区の中学校区について

(答申) 案

つくばみらい市学区審議会条例(平成 24 年つくばみらい市条例第 17 号)に基づき、平成 28 年 10 月 27 日付けみらい教第 143 号における諮問事項について、つくばみらい市学区審議会(以下、本審議会)では、慎重に調査審議を重ねてきました。

本審議会はその結果として、(仮称)富士見ヶ丘小学校の学区及びみらい平地区の中学校区について、委員全員の合意により、別紙のとおり付帯意見を付して答申します。

1 (仮称) 富士見ヶ丘小学校の学区について

みらい平地区においては、想定を超える児童数の増加により陽光台小学校が飽和状態であり、現在、平成 30 年 4 月の新設小学校（(仮称) 富士見ヶ丘小学校）の開校に向けて取り組みを進めているところです。

今後も、みらい平地区の児童数は増加していくことが見込まれていることから、児童数や学級数の推移、学校施設の状況など踏まえながら、調査審議を行ってきました。その結果、以下の学区とすることが望ましいという結論に至りました。

陽光台小学校	陽光台 1～4 丁目、紫峰ヶ丘 1・4・5 丁目
(仮称) 富士見ヶ丘小学校	富士見ヶ丘 1～4 丁目、紫峰ヶ丘 2・3 丁目

(付帯意見)

答申にあたっては、(仮称) 富士見ヶ丘小学校の通学区域の変更に伴う児童や保護者の心理的負担などに関して配慮を求める意見などがあったことから、これらを踏まえ、以下のとおり付帯意見を付すことといたしました。

(1) 学区決定に向けた早急な対応について

(仮称) 富士見ヶ丘小学校の建設が始まる中、通学区域の決定が遅くなればなるほど、新たな小学校に行くことになるのか分からない状況が続く、児童や保護者の不安感は増すばかりとなる。早急な学区決定により速やかな周知を行うよう配慮願いたい。

(2) 転校に伴う心理的負担の軽減について

陽光台小学校開校にあたっては、開校するまでの暫定措置として、周辺の既存小学校へ通学する学区を設定していた経緯がある。(仮称) 富士見ヶ丘小学校開校により、さらに転校回数が増える児童がいるため、心理的負担も考慮し、転校回数が増える児童に対しては、できる限り従前校へ通学できるよう配慮願いたい。

(3) みらい平地区内の通学区域境界部における学区の弾力的な運用について

みらい平地区においては、陽光台小学校学区からの通学区域の変更に伴って、既に構築されている地域住民同士のコミュニティの崩壊につながる恐れもあることから、できる限り通学区域境界部に居住する在籍児童が就学する小学校の選択や在籍児童の弟妹について兄姉と同じ小学校への通学許可等の対応を図るなど、通学区域に関する弾力的な運用について検討し、児童の心理面や保護者の事情等についての配慮を願いたい。

(4) (仮称) 富士見ヶ丘小学校区に隣接する既存地区に関する通学許可への対応について

みらい平地区に隣接する既存地区の住民からは、居住場所によっては通学距離が至近距離となる(仮称) 富士見ヶ丘小学校への通学を希望する声も寄せられていることから、安全性等を考慮し、できる限り近接の小学校への通学が許可されるよう配慮願いたい。

2 みらい平地区の中学校区について

みらい平地区に居住する中学校生徒については、現在、伊奈中学校及び谷和原中学校の選択制により対応を図っているところです。しかし、想定を超えるみらい平地区の生徒数の増加により、既存の谷和原中の教室数では対応できなくなる恐れがあり、現状の選択制を継続していくことが困難な状況が想定されています。

今後も、みらい平地区の生徒数は増加していくことが見込まれていることから、生徒数や学級数の推移、学校施設の状況など踏まえながら、調査審議を行ってきました。その結果、現状の選択制を廃止し、以下の学区とすることが望ましいという結論に至りました。

伊奈中学校	陽光台1～4丁目、紫峰ヶ丘1・4・5丁目
谷和原中学校	富士見ヶ丘1～4丁目、紫峰ヶ丘2・3丁目

(付帯意見)

答申にあたっては、早急な学区決定を望む意見や谷和原中学校において教室数が不足する可能性があることに対する懸念、みらい平地区に新たな中学校建設を求める意見などがあったことから、これらを踏まえ、以下のとおり付帯意見を付すことといたしました。

(1) 学区決定に向けた早急な対応について

(仮称)富士見ヶ丘小学校の建設が始まる中、通学区域の決定が遅くなればなるほど、今後通うこととなる中学校も未確定な状況が続き、児童生徒や保護者の不安感が増すばかりとなる。早急な学区決定により速やかな周知を行うよう配慮願いたい。

(2) 教室不足が想定された場合に対する対応について

本答申においては、(仮称)富士見ヶ丘小学校に通学する児童が、谷和原中学校へと通学する学区という結論に至ったが、教室数の余裕が少ない谷和原中学校においては、状況によっては受け入れる教室数を超えた生徒数となる可能性もある。中学校の生徒数の増加のピーク時において対応に遅れが生じないよう、みらい平地区における生徒数の状況に注意を払いながら、新たな中学校の建設やプレハブ校舎建設等について、今後も引き続き検討を行っていただくよう配慮願いたい。

(3) 通学路における安全対策への対応について

通学路等において犯罪や交通事故等の被害を受けないよう、自転車利用者や歩行者が安全に通学できる道路環境の整備や交通安全・防犯施設等の重点的な整備など、警察・学校・道路管理者・保護者・地域住民が連携して通学路における安全確保に取り組むよう配慮願いたい。

以上